

令和 5 年 3 月 9 日

仙台市スポーツ少年団
役員・部会 各位

仙台市スポーツ少年団
本部長 吉田 尚
(公印省略)

スポーツ活動時におけるマスクの着用の考え方等について

日頃より、スポーツ少年団活動にご尽力・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

仙台市よりスポーツ活動時におけるマスク着用の考え方について通知がございましたのでお知らせいたします。

3 月 13 日以降のスポーツ活動時におけるマスクの着用に関しましては、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本としていますが、活動場所としてスポーツ施設や学校を利用する際には施設や学校のルールに従い、団活動にあたりましては引き続き感染対策のご協力をお願いいたします。

なお、学校におけるマスク着用の見直しは令和 5 年 4 月 1 日からの適用となるため 3 月 31 日まではこれまで同様の取り扱いとなっております。

※添付：仙台市通知文

「スポーツ活動時におけるマスクの着用の考え方等について（通知）」

仙台市スポーツ少年団 事務局
〒980-0012
仙台市青葉区錦町 1-3-9
TEL:262-4180／FAX:268-4193
sendaisporen@leaf.ocn.ne.jp

(写)

R4 文文ス第 2758 号

令和 5 年 3 月 9 日

仙台市スポーツ少年団

本部長 吉田 尚 様

仙台市文化観光局文化スポーツ部

スポーツ振興課長 齊藤 淳志

スポーツ活動時におけるマスクの着用の考え方等について（通知）

日頃より、本市スポーツの推進に関しましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 2 月 10 日に、厚生労働省「マスク着用の考え方を見直し等について（令和 5 年 3 月 13 日以降の取扱い）」により、令和 5 年 3 月 13 日からマスク着用は個人の判断が基本となることが示されました。

3 月 13 日以降、スポーツ活動時におけるマスクの着用に関しましても、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本といたしますので、貴団体内へ周知いただきますとともに、スポーツ活動時の対応にご留意くださいますようお願いいたします。

1. 留意事項

- 本人の意思に反してマスクの着用を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるようご配慮願います。
- 症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居する家族が陽性となった方がいる方は、周囲に感染を広めないために外出を控えてください。やむを得ず外出をする場合には、人込みを避け、マスクの着用をお願いします。
- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を呼びかけるなどの感染対策を求めることがあります。
- 施設管理者や大会・イベント主催者等が感染対策上、または、事業上の理由等により、利用者や参加者等にマスクの着用を求めることがあります。
- マスク着用の考え方を見直し後であっても、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的感染対策にご協力願います。
- なお、学校におけるマスク着用の見直しは令和 5 年 4 月 1 日からの適用となりますことから、学校を活動場所とする各種生涯学習事業（スポーツ開放等の学校施設開放を含む）の感染症対策につきましても、令和 5 年 3 月 31 日までマスク着用の考え方を含め、これまでと同様の取扱いを継続することとなります。

2. 参考資料

- ・「マスク着用の考え方を見直し等について（令和 5 年 3 月 13 日以降の取扱い）」（厚生労働省）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る施設利用者等のマスク着用の考え方を見直しについて」（仙台市危機管理局）
- ・「学校を活動場所とする各種生涯学習事業における対応等について」（仙台市教育委員会）

※スポーツ活動等の学校施設開放による活動において参照願います。

【お問い合わせ】文化観光局スポーツ振興課企画係

電話：022-214-8889

FAX：022-213-3225

各生涯学習事業運営代表者 様

各利用団体代表者 様

仙台市教育委員会

教育長 福田 洋之

学校を活動場所とする各種生涯学習事業における対応等について

【新型コロナウイルス感染症関連】

日頃より本市の生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 5 年 2 月 13 日をもって「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」が終了しましたが、保健医療の負荷軽減と感染抑制のための取組は継続する必要があることから、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じた活動をしていただいているところです。

また、令和 5 年 2 月 10 日付事務連絡にて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されましたが、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは令和 5 年 4 月 1 日から適用することとし、それまではこれまでの考え方 (※)に沿った対応とすることが示されました。

つきましては、学校を活動場所とする各種生涯学習事業におきましても、令和 5 年 3 月 31 日まではマスク着用の考え方も含め、令和 4 年 8 月 30 日付 R4 教生生第 1496 号通知の記載内容について、これまでと同様の取扱いを継続することといたしますので、内容についてご確認ください。児童生徒及び地域の皆様の健康を守るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、引き続きご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、令和 5 年 4 月 1 日からの取扱いについては改めて通知を行う予定です。

記

○ 本通知の対象となる各種生涯学習事業

社会学級／学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）／放課後子ども教室事業／

マイスクールプラン 21 推進事業／学校図書室等開放事業／土曜日の教育支援体制等構築事業

※ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

- ・ 屋内において、他者と身体的距離（2m 以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・ 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。
- ・ また、乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、特に 2 歳未満では推奨されない。2 歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。